

武蔵野公会堂 お申し込みにあたっての注意事項

1 同一の団体(同一の催し物)による複数申込について

同一の団体(同一の催し物)において、複数名義で抽選に申し込まれていることが判明した場合、すべての使用権利を取り消します。

2 使用時間・連続使用日数について

●お申込みいただく使用時間には、搬入・仕込み・調律～リハーサル・本番～後片付け・搬出といった一連の流れが全て含まれます。使用時間外の入室は固くお断りいたします。

※ピアノの調律時間は、基本的に1台約2時間を要します。

※会議室・和室の使用についても同様に、準備および原状復帰も使用時間に含まれます。

●ホール・会議室・和室のいずれも、連続して使用できるのは3日間までです。

※4日間以上連続となるお申し込みをされた場合、3日間までの使用となるよう一部日程の取消及び使用料の返還手続きをさせていただきます。

3 使用料の納付について

クレジットカードでのオンライン決済または納付書でお支払いください。

納付書をご希望の場合、郵送いたしますので、公会堂までご連絡ください。

記載された納期限までに、指定の金融機関へ納入してください。

4 使用の変更・取消

変更・取消の申請手続きは公会堂窓口でのみ承ります。

使用料全額を納入し、所定の期日までにご来館の上、申請してください。

使用料のお支払い方法等によって、手続きの際に必要な物が異なりますので、事前にお問合せください。

※使用料納入前に変更・取消の手続きをすることはできません。

※窓口での手続き前に予約済みの日程を変更先とすることはできません。

ネット等での予約は行わず、直接窓口にお越しの上、空き状況をご確認ください。

●使用日等の変更

使用者側の都合で使用日・使用区分等を変更する場合、次に掲げる期日までに公会堂窓口にて申請し、認められたときは1回に限り変更が出来ます。

・ ホール： 使用日の60日前まで

・ 会議室、和室： 使用日の30日前まで

変更により使用料に不足が生じた場合は、不足分の使用料を追加納入していただきます。

過納金が生じた場合は、過納分の半額をお返しいたします。

●使用の取消

使用者側の都合で施設の使用を取り消される場合、次に掲げる期日までに公会堂窓口にて申請し、認められたときは使用料の半額をお返しいたします。

・ ホール： 使用日の60日前まで

・ 会議室、和室： 使用日の30日前まで

※所定の期日を過ぎた場合、使用を中止されたとしても使用料は返還できません。

6 入場料について

ホールで開催する催し物の入場料が所定の金額を超える場合、施設使用料が下記の通り割増となります。
規定使用料は『施設使用料金表』をご参照ください。

- ・ 3,001 円～5,000 円： 規定使用料の 3 割増
- ・ 5,001 円以上： 規定使用料の 5 割増

※会議室・和室では、入場料の徴収は禁止されています。

7 目的以外の使用の禁止

申請された目的以外での使用は認められません。

8 譲渡、転貸の禁止

規定の申し込み手続きに基づく施設の使用権は、第三者に譲渡したり、転貸することはできません。

9 物品販売の禁止

物品販売・展示即売等の営利活動を目的として使用することは禁止されています。

10 定員の厳守

施設ごとに定められた定員を厳守してください。

11 使用の制限等

次のいずれかに該当するときは、施設使用申し込みの承認をしない、または承認を制限、使用の停止、取り消しをする場合があります。

●使用を承認しない場合

- ・ 公の秩序または善良な風俗を害する恐れがあると認めるとき
- ・ 施設または附属設備を損傷する恐れがあると認めるとき
- ・ 管理上支障があると認めるとき
- ・ その他、武蔵野文化生涯学習事業団理事長が使用を不相当と認めるとき

●使用承認を制限、停止、取り消しをする場合

- ・ 武蔵野市の条例・規則に違反したとき
- ・ 使用の目的、条件に違反したとき
- ・ 武蔵野文化生涯学習事業団理事長の指示に従わないとき
- ・ 災害などの事故により施設の使用ができなくなったとき
- ・ 工事その他の都合により、武蔵野文化生涯学習事業団理事長がとくに必要と認めたとき

12 その他

ご利用にあたっては『武蔵野公会堂 利用のご案内』をよくお読みいただき、ご不明な点は当館スタッフまでお問合せください。